

- 医師偏在対策を推進するため、改正医療法に基づき、都道府県が医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域（「重点医師偏在対策支援区域」という。）」を定めることができることとなった。
- 都道府県においては、
 - （１）重点医師偏在対策支援区域 ⇒P.2
 - （２）支援対象医療機関 ⇒P.3
 - （３）区域において確保すべき医師数の目標 ⇒今後要検討
 - （４）目標を達成するために必要な施策 ⇒P.3について盛り込んだ**医師偏在是正プラン**を**医師確保計画**において策定

「医師確保計画策定ガイドライン ～第８次（後期）～」を基に記載

(1) 重点医師偏在対策支援区域について

① 重点医師偏在対策支援区域の考え方

(ア) 重点医師偏在対策支援区域とは

『重点医師偏在対策支援区域とは、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域』

(イ) 重点医師偏在対策支援区域の要件

- ① 厚生労働省が提示する候補区域を参考にすること（東京都においては、島しょが候補区域）
- ② 設定に当たって、地域の実情に応じて「考慮すべき要素」を考慮すること

【考慮すべき要素】

ア 医師偏在指標	エ 診療所医師の高齢化率
イ 可住地面積あたり医師数	オ 地域住民の医療のかかり方
ウ 住民の医療機関へのアクセス	カ 今後の人口動態等

- ③ 地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議すること
なお、二次医療圏単位その他、地域の実情に応じて市町村単位、地区単位等での選定も可能

② 重点医師偏在対策支援区域

国の候補区域「島しょ」地域と、島しょ同様にへき地として指定されている「奥多摩町・檜原村」

（２）支援対象医療機関 及び（４）目標を達成するために必要な施策 について

① 支援対象医療機関の考え方

- 支援対象医療機関は、支援区域内の**全医療機関を一律に対象とするのではなく、特に支援を行う必要がある医療機関を選定**
- 選定にあたっては、新たな地域医療構想を踏まえ、地理的条件等を考慮しながら、**地域医療対策協議会及び保険者協議会で合意を得る**
- 経済的インセンティブに係る**事業ごとに個別に設定することが可能**

② 支援対象医療機関及び目標を達成するために必要な施策

事業概要	支援対象医療機関
< 1 > 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 重点医師偏在対策支援区域において、診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行う。	地域の実情を踏まえるため、都は、申請のあった診療所を支援対象とすることについて、 <u>当該診療所が所在又は所在予定の自治体の意見を聴く。</u> （意見聴取内容等）支援対象とした場合の当該地域における医療機関への影響や、当該診療所の地域医療提供体制への協力等。
< 2 > 重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業 特定機能病院の医師派遣とは別に、中核病院等からの医師派遣による重点医師偏在対策支援区域の医師確保の推進のため、区域内の医療機関に新たに医師を派遣する医療機関に対し、必要な費用支援を行う。	重点医師偏在対策支援区域に医師を派遣する特定機能病院以外の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会の合意を得た医療機関（自治体への意見照会を実施しない。）
< 3 > 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保事業 重点医師偏在対策支援区域において、医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図るため、医師の勤務・生活環境の改善のための土日の代替医師確保への支援を行う。	重点医師偏在対策支援区域内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会の合意を得た医療機関（自治体への意見照会を実施しない。）
< 4 > 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境を改善し、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、宿直室等の施設整備への支援を行う。	同上

参考：（４）区域における医師偏在対策を推進するための施策

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ（概要）②

令和6年12月25日
厚生労働省 公表資料

【総合的な対策パッケージの具体的な取組】

若手

中堅・シニア世代

医師養成過程を通じた取組

- ＜医学部定員・地域枠＞
 - ・医学部臨時定員について、医師の偏在対策に資するよう、都道府県等の意見を十分に聞きながら、必要な対応を進める
 - ・医学部臨時定員の適正化を行う医師多数県において、大学による**恒久定員内の地域枠設置等**への支援を行う
 - ・今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う
- ＜臨床研修＞
 - ・**広域連携型プログラム**※の制度化に向けて令和8年度から開始できるよう準備
 - ※ 医師少数県等で24週以上の研修を実施

医師確保計画の実効性の確保

- ＜重点医師偏在対策支援区域＞
 - ・今後も定住人口が見込まれるが人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域等を「**重点医師偏在対策支援区域**」と設定し、優先的・重点的に対策を進める
 - ・重点区域は、厚労省の示す候補区域を参考としつつ、都道府県が可住地面積あたり医師数、アクセス、人口動態等を考慮し、地域医療対策協議会・保険者協議会で協議の上で選定（市区町村単位・地区単位等を含む）
- ＜医師偏在是正プラン＞
 - ・医師確保計画の中で「**医師偏在是正プラン**」を策定。地対協・保険者協議会で協議の上、重点区域、支援対象医療機関、必要な医師数、取組等を定める
 - ※ 医師偏在指標について、令和9年度からの次期医師確保計画に向けて必要な見直しを検討

地域偏在対策における経済的インセンティブ等

- ＜経済的インセンティブ＞
 - ・令和8年度予算編成過程で**重点区域における以下のような支援**について検討
 - ・診療所の承継・開業・地域定着支援（緊急的に先行して実施）
 - ・派遣医師・従事医師への手当増額（保険者から広く負担を求め、給付費の中で一体的に捉える。保険者による効果等の確認）
 - ・医師の勤務・生活環境改善、派遣元医療機関へ支援
 - ※ これらの支援については事業費総額等の範囲内で支援
 - ・医師偏在への配慮を図る観点から、診療報酬の対応を検討

- ＜全国的なマッチング機能の支援、リカレント教育の支援＞
 - ・医師の掘り起こし、マッチング等の全国的なマッチング支援、総合的な診療能力を学び直すためのリカレント教育を推進
- ＜都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定＞
 - ・都道府県と大学病院等で医師派遣・配置、医学部地域枠、寄附講座等に関する**連携パートナーシップ協定の締結**を推進

地域の医療機関の支え合いの仕組み

- ＜医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等＞
 - ・対象医療機関に公的医療機関及び国立病院機構・地域医療機能推進機構・労働者健康安全機構の病院を追加
 - ・勤務経験期間を6か月以上から**1年以上に延長**。施行に当たって柔軟な対応を実施
- ＜外来医師過剰区域における新規開業希望者への地域に必要な医療機能の要請等＞
 - ・都道府県から外来医師過剰区域の新規開業希望者に対し、開業6か月前に提供予定の医療機能等の届出を求め、協議の場への参加、地域で不足する医療や医師不足地域での医療の提供の要請を可能とする
 - ・要請に従わない医療機関への医療審議会での理由等の説明の求めや勧告・公表、保険医療機関の指定期間の6年から3年等への短縮
- ＜保険医療機関の管理者要件＞
 - ・保険医療機関に管理者を設け、2年の臨床研修及び保険医療機関(病院に限る)において3年等**保険診療に従事したことを要件とし、責務を課す**

診療科偏在の是正に向けた取組

- ・必要とされる分野が若手医師から選ばれるための環境づくり等、処遇改善に向けた必要な支援を実施
- ・外科医師が比較的長時間の労働に従事している等の業務負担への配慮・支援等の観点での手厚い評価について必要な議論を行う

第12回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会（令和8年3月3日）資料から

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和8年度当初予算案 20億円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業の概要

【事業概要】

①施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助を行う。

②設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

③地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

【実施主体】

- 重点区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）

3 補助基準額等

①施設整備事業

基準面積	診療部門 ・無床の場合 ・有床の場合（5床以下） ・有床の場合（6床以上） 診療部門と一体となった医師・看護師住宅	160㎡ 240㎡ 760㎡ 80㎡
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

②設備整備事業

基準額 （1か所当たり）	診療所として必要な医療機器等購入費 16,500千円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2

③地域への定着支援事業

基準額	診療日数（129日以下） 6,200千円＋（71千円×実診療日数）等
補助率	国4/9 都道府県2/9 事業者1/3

重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業

令和8年度当初予算案 4.6億円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、中核病院等からの医師派遣により重点区域の医師を確保するため、重点区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：61,000円 × 延日数
 対象経費：重点区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用
 補助率： 国1/2 都道府県1/4 事業者（派遣元医療機関）1/4

参考：（４）区域における医師偏在対策を推進するための施策

第9回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会（令和8年1月16日）資料から

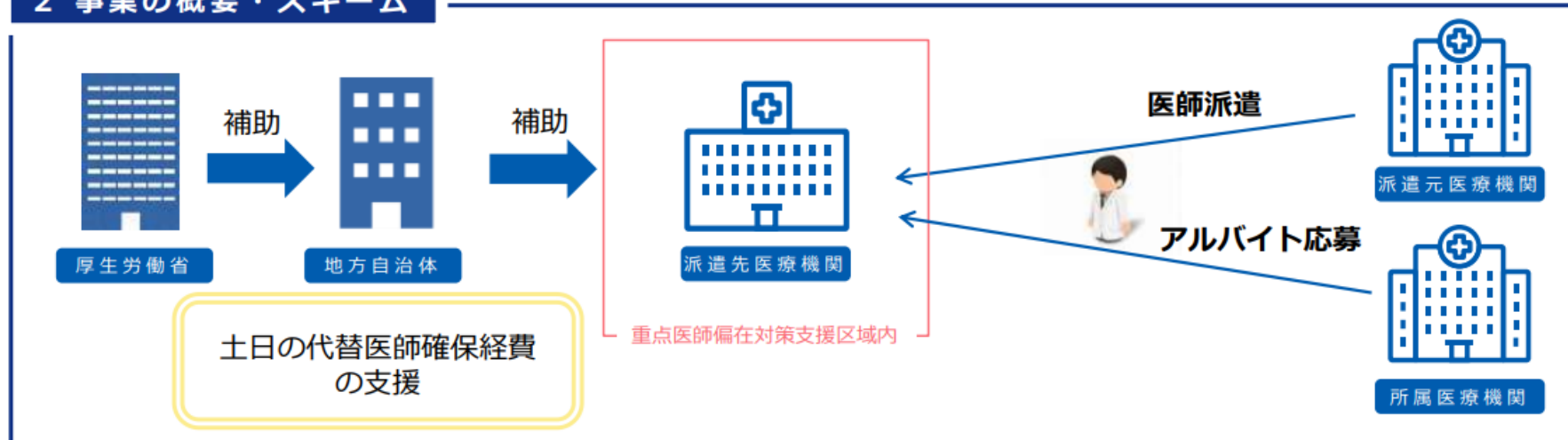
重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

令和8年度当初予算案 5.3億円（一億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医師確保への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：60,000円 × 延日数（日直、宿直数）
対象経費：土日祝日の代替医師を雇上にかかる経費
補助率：国1/3 都道府県1/6 事業者（派遣先医療機関）1/2

参考：（４）区域における医師偏在対策を推進するための施策

第9回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会（令和8年1月16日）資料から

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

令和7年度補正予算額 14.1億円

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、宿直室等の施設整備への支援を行う。

2 事業の概要

【事業概要】

- ・ 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備
重点区域の医療機関に勤務する医師の負担を軽減し、働きやすい環境作りに資する、宿直室等の施設整備に対する補助を行う。

【実施主体】

- ・ 重点区域内で医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）



←宿直室



←医局

3 補助基準額等

【対象経費】

医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

- ・ 宿直室 ・ 医局
- ・ 更衣室 ・ 浴室 等

基準額	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。		
	基準面積 80㎡		
	単価	鉄筋コンクリート	484,000円
		ブロック	214,000円
		木造	355,000円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2		